

○ 市町村サービス一覧【三好市】

【注意事項】

- この表は、令和6年4月1日時点で可能な行政サービス等を掲載しています。
掲載されていないものについても、市町村等との調整が完了したことから、順次、一覧表を更新する予定です。
- サービス等を利用する際には、宣誓書受領証の提示のほか、各行政サービスの利用要件（収入や同一生計等）を満たす必要があります。
（詳しくは、事前にサービス提供者（市町村）へご確認願います。）
- なお、一部のサービスによっては、宣誓書受領証の提示が不要な場合もあります。

令和6年4月1日現在
(随時更新中)

番号	制度・行政サービス名	対象・内容	サービス提供に当たっての 留意事項	受領証又は受領カードの提示		問合せ先		備考
				必要	不要	担当課名	電話番号	
1	市民課本人確認時の権限確認	同居所別世帯の親族として申請が可能		○		市民課	0883-72-7609	
2	市営住宅の入居申込	パートナーシップ・ファミリーシップ関係にある二人を、事実上婚姻関係と同様の事情にある者とし、市営住宅の入居申込を可能とする。	パートナーシップ宣誓書受領証の提示のほか、入居者全員の住民票、所得証明書、税金および公共料金を滞納していない証明書など	○		管理課	0883-72-7681	
3	三好市高齢者等タクシー利用助成事業	申請登録時において、パートナーシップ・ファミリーシップにある者を同一世帯員、若しくは世帯が異なる親族等と同様の事情の者とし、申請を受付する。		○		長寿・障害福祉課	0883-72-7612	